## 労働法規等研修会開催のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

## 時間外労働と上限規制に関する(少し踏み込んだ)勉強会

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働 基準法や労働安全衛生法が平成31年4月1日から施行されています。

時間外労働の上限規制に関連しては、施行日以降の期間に係る36協定届から上限規制 が適用されますが、適用猶予されていた中小企業でも令和2年4月1日から適用されま す。

中小企業を含めて改正法が施行される時期となり、例えば、時間外労働・休日労働に関する協定届の記載内容を詳しく見ていると上限規制に対応している部分を理解することが必要なことがわかってきます。また、変形労働時間制については、「変形期間の開始時期と各事業所の賃金締切日」、上限規制の「月ごとの時間外・休日労働時間の計算期間」の関係を整理しておく必要がありそうです。さらには、上限規制に対応するために把握が必要な「法定労働時間を超える労働時間」や「法定休日労働時間」の計算方法が適切なのかを再確認することも必要です。

鳥取県労働基準協会東部支部が毎年実施している「労働法規等研修会」を、令和2年4月の上限規制が中小企業にも適用される時期を控えて、鳥取労働基準監督署のご協力をいただいて標題のタイトルで下記のとおり開催します。

年度末のご多忙の時期ではありますが、事業主様、労務担当者様など、多数の皆様にご 参加いただくようお願いいたします。

なお、勉強会に際して、疑問に感じていること、又は分からないことをあらかじめお聞きして、できる限り勉強会の内容に盛込みたいと考えていますので、別紙2によりご提出いただくよう、併せてご協力をお願いいたします。

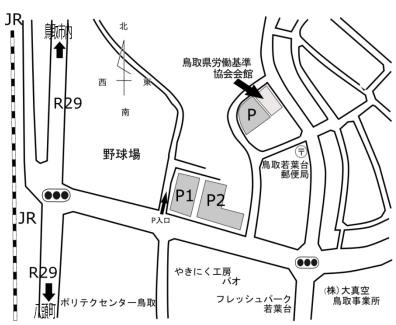
記

- 1 日 時 令和2年2月19日(水)午後1時30分から午後4時00分
- 2 場 所 鳥取県労働基準協会会館2階(鳥取市若葉台南1-17)
- 3 内容等 (講師:鳥取労働基準監督署 担当官)
  - ① 改正労働基準法の概要
  - ② 36協定の内容に関する勉強
  - ③ 時間外労働の上限規制に関する勉強
  - ④ その他 (質問事項の回答など)

- 4 参加費 無料
- 5 参加申込期限 令和2年2月12日(水)
- 6 申込方法 別紙1の参加申込書を当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17)へ 郵送又はFAX(0857-52-5061)によりご提出ください。

#### 7 その他

- ① ご参加に当たってのご質問等は、別紙2の「質問票」により、令和2年2月5日 (水) までにファックス等によりご提出ください。
- ② 参加申込をいただいた方への受付連絡をいたしておりませんので、当協会から特別の連絡がない限り、当日研修会開始時刻までに、直接会場にお越し下さい。
- ③ 参加申込み後に取消しされる場合はあらかじめご連絡いただきますようお願いいたします。
- ④ 研修会に参加される方は、当会館の駐車場「P」をご利用ください。なお、駐車場が満車の場合に限って、右図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。



# 労働法規等研修会 参加申込書

## 申込締切 令和2年2月12日

## FAX 0857-52-5061

#### 令和2年2月19日 開催

受講者氏名	役職名	基準協会員・非協会員の別
		・いずれか該当に〇印をつけてください。 ・ 基準協会員事業場 ・ 非会員事業場

受講者数(名)

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

所在地

事業場

(TEL )

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿 (TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)

# 申込書送信 FAX 番号 0857-52-5061

## 労働法規等研修会 「質問票」

### 提出締切 令和2年2月5日

令和2年2月19日 開催

質	問	事	項	等

上記のとおり質問事項を提出します。

令和 年 月 日所在地事業場名 称 (TEL )ご担当者

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿 (TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)

送信 FAX 番号 0857-52-5061